

議事日程第4号

令和7年12月12日（金曜日） 午前11時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 5件

議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第78号 工事請負契約の変更について

議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第80号 指定管理者の指定について

日程第3 議案の審議及び採決 12件

議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

議案第74号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

議案第75号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第78号 工事請負契約の変更について

議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第80号 指定管理者の指定について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

民生文教常任委員会付託事件 1件

議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（11名）

議長 高山由行	2番 広川大介	3番 山田徹
5番 可児さとみ	6番 鈴木秀和	7番 清水亮太
8番 奥村悟	9番 伏屋光幸	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺幸伸	副町長 筒井幹次
教育長 奥村恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田敏寛
企画部長 岡本拓	民生部長 中村治彦
建設部長 早川均	教育参事兼 学校教育課長 高木雅春
総務課長 土谷浩輝	企画課長 荻曾弘太郎
まちづくり課長 栗谷本真	税務課長 丸山浩史
住民環境課長 金子文仁	保険長寿課長 日比野克彦
福祉子ども課長 繼繩泰浩	農林課長 大久保嘉博
上下水道課長 木村公彦	建設課長 古川孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国敦夫	会計管理者 塚本政文
生涯学習課長 渡辺一直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野浩士

議会事務局記
書 井上美佐子

開議の宣告

議長（高山由行さん）

改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男さんの2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行さん）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第76号から議案第80号の計5件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、付議事件5件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について御説明しますので、補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に18億2,093万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を116億2,496万9,000円とする旨規定しています。

第2条では繰越明許費の補正について、第3条では債務負担行為の補正についてそれぞれ規定しています。

4ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費の補正について説明いたします。

款03民生費、項02児童福祉費の仮設児童館整備事業2,080万円は、仮設児童館の整備について適切な工期を確保するため、繰越明許費を設定させていただきます。

5ページをお願いいたします。

続いて、債務負担行為の補正について説明させていただきます。

今回、3件の追加をさせていただきます。

まず、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）運営費補助金です。

期間は令和7年度から令和8年度までとし、限度額を7,000万円としております。名鉄広見線の令和8年度の運行協定を締結するに当たり、債務負担行為を設定させていただきます。

次に、仮設児童館賃貸借業務についてです。

期間は令和7年度から令和10年度までで、限度額を780万円としております。こちらは児童館の完成までの期間、仮設児童館をリース方式にて整備するため、債務負担行為を設定させていただきます。

最後に、伏見児童館に係る指定管理者の指定についてです。

期間は令和7年度から令和12年度までで、限度額を6,536万円としております。伏見児童館の指定管理に当たり、令和12年度までの基本協定を締結するため、債務負担行為を設定させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

上の表です。

款16県支出金、目07消防費県補助金18億757万1,000円は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業について、国・県の補正予算に前倒しして予算計上されたことに伴い、増額させていただきます。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整になります。

8ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

上の表です。

款03民生費、目03児童館費、節12委託料100万円と、節14工事請負費780万円は、仮設児童館

の整備に伴い監理委託料と整備工事費をそれぞれ増額させていただきます。

節13使用料及び賃借料44万3,000円の減額は、今年度での執行の見込みがないことから建物等借上料を減額させていただきます。

次の表、款09消防費、目05亜炭鉱対策費の節07報償費、節08旅費、節10需用費、節13使用料及び賃借料は、旧鉱物対策事業の実施に当たり、第三者委員会の開催に伴う必要経費を増額させていただきます。

節12委託料は、地盤脆弱性調査設計委託料として1億2,169万6,000円の増額、節14工事請負費は防災対策工事費として16億9,047万5,000円を増額しております。

9ページをお願いいたします。

こちらには債務負担行為に関する調書をおつけしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

今回の補正は、債務負担行為の設定を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

今回設定する債務負担行為は、伏見にこにこ館内にあります伏見地区スポーツ施設の指定管理に関する債務負担行為となります。期間は基本協定を締結させていただく今年度から令和12年度まで、限度額は1,913万円となります。

14ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第77号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

議案第78号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、議案第78号 工事請負契約の変更について御説明させていただきます。

追加議案書4ページをお願いいたします。

令和6年御嵩町議会第1回定例会（議案第29号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的は、伏見小学校大規模改造工事。
2. 契約の金額は、「15億4,000万円」を「15億8,301万4,400円」に変更するものです。
3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額でございます。
4. 契約の相手方は、青協・栗山・三和木特定建設工事共同企業体です。

続いて、追加議案の資料つづり3ページ、4ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

4,301万4,400円の増額で仮契約を令和7年12月3日に締結しております。

次のページ、5ページには、令和6年3月19日で議決をいただき、本契約を締結した後、令和7年2月28日に工事期間や請負金額の変更を伴わない契約の特則の変更を行った変更契約書の写しを添付しております。

以上で、議案第78号 工事請負契約の変更についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明します。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

自動車事故による損害に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日時は、令和7年10月29日水曜日午後2時11分頃。

事故発生場所は、岐阜市茜部菱野1丁目16番地先路上でございます。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、岐阜県庁より帰庁中、前方不注意により赤信号で停車中の車両に接触し、相手方車両後方部と公用車の前方部が破損したるものでございます。

和解条項及び損害賠償額につきましては、町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償額として23万1,660円を支払うものでございます。

なお、本件のほか、町、相手方には一切の債権債務関係がないことを確認することとしております。

今後は、一層の安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

議案第80号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉子ども課長 總合泰浩さん。

福祉子ども課長（総合泰浩さん）

それでは、議案第80号について御説明いたします。

追加議案書の6ページを御覧ください。

御嵩町伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設の2施設です。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化俱楽部。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

詳細について、資料のほうで説明いたしますので、資料つづりの6ページを御覧ください。

現在の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日までで満了となるため、改めて指定管理者の指定を行う必要となり、その選考手続を進めてまいりました。

その経緯につきましては、1. 指定管理者の選考について、伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設の指定管理にあっては、事業者のスケールメリットを考慮し指定期間を5年間として公募いたしました。

2. 選考の経緯としまして、みたけスポーツ・文化俱楽部から申請書の提出があり、令和7年11月17日に御嵩町伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設指定管理者選定評価委員会により、書類審査及び面接審査により選考を行いました。

みたけスポーツ・文化俱楽部からは、3. 実施計画にありますとおり、事業実施計画の提案がありました。

4. 選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保ほか、4つの選考基準により申請書類、面接、指定管理業務評価シートなどにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化俱楽部を指定することが妥当と判断され、選定に至っております。

9ページ、10ページには伏見児童館の指定管理業務評価シート、11ページ、12ページには伏

見地区スポーツ施設の指定管理業務評価シート、13ページには収支状況を掲載しておりますので、併せてお目通しください。

以上で、議案第80号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。1分程度の休憩としますので、その場で休憩をお願いします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第68号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第69号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第71号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第73号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第74号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第75号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第75号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

補正予算書の中の、中児童館の監理の件ですけど、当初からの計画が結構右往左往して、結構皆さんそこについては思うところがあるとは思うんですけど、金額的にも当初聞いていた金額よりも倍以上になっているのかなと思いますので、どうしてこういうことが起こったのかということを改めて説明いただければと思います。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 繁縁泰浩さん。

福祉子ども課長（繁縁泰浩さん）

ただいまの清水議員の質問についてお答えさせていただきます。

当初から比べて大幅に金額が大きくなつたということで、まず第1に設計で、当初計上しておりました金額につきましては、建物そのものの経費がほぼということで、中の設備ですとか、あと基礎の部分が正確に見積もられていなかつたということで、設計を詳細に行つう過程でその金額が上がつてきたという部分が1つあります。

それから、物価高騰も併せて上昇してきましたということもありまして、今回こういった金額となつております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

恐らくチェック機能が全然果たされていなかつたのかなと思ひまして、これって本来誰がチェックすべきだったのかということを教えてもらつていいですか。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

以前少し、事前に説明を差し上げた中でもお話を差し上げましたが、理由としましては、今福祉子ども課長が申し上げたとおりでございます。

チェック機能ということでいえば、この案件について私が最終的に確認をしておりましたので、私の責任であると思っております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

清水議員、3回目を認めます。

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

責任を感じておられるようなので、今後どうしていくかということだけ。責任を感じているのは分かるんですけど、どうしていくかというのが重要なかなと思います。

また、ちょっと関係ないかもしれないんですけど、先ほどもやっぱり伏見小学校の件で御嵩町の負担する額が当初の見積りと全然違つて、当初の予定からすると余分に4億円とか5億円とかという金額が御嵩町に乗つってきたというところもありますので、その辺のチェックというか、ガバナンスがちょっと利いていないんじゃないのかなと疑いを持たざるを得ないので、今後どうしていくかということも含めてお答えいただければと思います。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

反省すべきところは反省をいたしまして、より詳細なチェックに心がけてまいりたいと思っております。

先ほどの協議会の中でも、伏見小の件につきましては、なかなか当方では把握し切れない記載部分ということでしたので、その確認は今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

今回の補正予算書の債務負担行為ですが、5ページですけれども、名鉄広見線の運営費の補助金7,000万円ということなんですが、期間が令和7年度から令和8年度までということになっていますけれども、同様に可児市もこの12月の定例会で3,000万円の債務負担行為を行っていますけれども、可児市は令和8年度のみという計上なんですけれども、先ほど全協のほうでも令和7年度協定書の締結を行うというふうに聞きましたけれども、令和7年度を含んでいる詳細なことをちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（高山由行さん）

企画課長 萩曾弘太郎さん。

企画課長（萩曾弘太郎さん）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員の御指摘がありましたように、令和7年度はこの議決のお認めいただいた後に、令和8年度の協定を結ぶ期間として期間の内に設定しているものでございます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

可児市は令和8年度だけということですけれども、そこら辺の整合性は取れていないような気もしますけれども、そこら辺は双方で負担をし合うわけですけれども、協定の締結はそれでいいということでしょうか。

議長（高山由行さん）

企画課長 萩曾弘太郎さん。

企画課長（萩曾弘太郎さん）

今の債務負担行為の期間については、可児市と合っていない状況ではございますが、協定には問題ないという認識でございます。

議長（高山由行さん）

そのほか、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第76号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

この伏見地区スポーツ施設に係る指定管理者の指定というところがありまして、予算、債務負担行為が計上されているわけですが、この最後の議案の実際の指定管理に係る契約書のほうとちょっとどちらで質問していいか分からなかつたんですけど、金銭のほうを確定したらその後に契約という流れになるんで、この債務負担行為のほうで質問させていただきますが、この

1,913万円ですかね、先ほどの説明によると伏見地区の今やっている一般筋力トレーニング、これをなくすという前提での価格になっていると思うんですね。したがって、今までのこの部分の指定管理が幾らであったかというのが1つと、今後この金額になるということで、先ほど児童館そのもののほうは大分アップしていた数字だったんですけど、こちらのほうはどういう推移ですかということが1点目。

それから2点目が、先ほどもちょっと申しましたけど、一応一般筋力トレーニング、1.4人、平均なので、どこかで集中してどこかではないとかいろんなパターンがあると思いますけど、ゼロではないんで、一応やっている方の意向というか、平日に来ているのかそれとも土・日に来ているのかという辺りが1点、その辺りを調べることと、もう一つは先ほど説明があったとおり、児童館のスタッフの方がいればここへの金額の影響は少ないということでしたので、その2点をぜひ今後検討していただきたいと思っていますが、それは可能でしょうかというのが2点目です。以上です。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長　日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

ただいま鈴木議員からいただいた御質問にお答えをいたします。

今回、債務負担行為の1,913万円ですが、今いただいたように一般筋トレをなくす前提での金額でありまして、令和3年度から令和7年度については5年間で1,710万円の金額ではあります。人件費等の高騰によりまして、一般筋トレはなくしておりますが、若干増えて今回1,913万円ということでございます。

平日夜間ですか土・日に一般筋トレの利用者が少ないとということで、今回指定管理者のほうと協議をさせていただいて、なくす方向で考えておったんですが、今おっしゃったように、現在やっておられる方は少ないんですけども、その方の意向を踏まえてですかとか、あとはスタッフがいる間に実施ができないかといったことは、今後指定管理者と協議をさせていただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

6番　鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

やはりゼロというのは伏見の人にとっては大変厳しい感じがしますので、ぜひ少しでも残せるような方法で検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第78号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第78号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第79号 和解及び損害賠償の額を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第80号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第80号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

民生文教常任委員会に付託しました議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 奥村悟さん。

民生文教常任委員会委員長（奥村 悟さん）

それでは、報告をさせていただきます。

令和7年12月11日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 奥村悟。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和7年第4回定期会の12月10日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和7年12月10日水曜日。
2. 審査事件名、議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。
3. 審査の経過、議案第70号の審査に当たっては、制定される条例と国の定める基準と条例で定めた基準との整合性についてなどを主眼に審査しました。
4. 審査の結果、議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行さん）

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（高山由行さん）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（高山由行さん）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とともに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和7年御嵩町議会第4回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

終始御熱心に御議論、御審議いただきまして誠にありがとうございました。提出させていただきました議案につきまして、全て議了いただきました。御礼を申し上げます。

さて、師走を迎えて本年も余すところ僅かとなってまいりました。本年を振り返りますと、物価高への対応であるとか、防災・減災対策、また子育て支援など、町政を取り巻く課題への対応に全力で取り組んでまいりました。また、町制施行70周年ということで様々な取組を行ってまいりました。これもひとえに町民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

季節は冬を迎え、朝晩の冷え込みが大変厳しくなってまいりました。年の瀬を迎えるこの時期、時節柄お忙しいとは存じますが、一層御自愛の上、よい年末年始をお迎えください。

来年も、町民の皆様が誇りを持ち心豊かに暮らせる本町の実現に向けて、職員一同力を合わせ取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、新年が全ての皆様にとって輝かしく、大いなる飛躍の一年となることを祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行さん）

これをもちまして令和7年御嵩町議会第4回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時47分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男